

<登校許可の目安>

1. 発熱やかぜ症状のある者

◆発熱時やかぜ症状がある時は、**登校せず休養する。**

・登校許可が出るまで、原則、欠席となる。

・オンライン授業がある場合は、教務部に連絡して、10 日間のオンライン授業への切り替えを行う。

◆登校許可の目安

下記、1)および 2)の両方の条件を満たす迄は、登校禁止とする。

1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している

2) 解熱後に少なくとも 72 時間が経過しており(a)発熱以外の症状(b)が改善傾向である。

(a)解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない

(b)咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤、解熱剤には、総合感冒薬だけではなく頭痛薬や生理痛の痛み止め(イブ、ロキソニン、バファリン、カロナール、他)なども解熱効果のある成分が含まれるので対象となる。

◆受診先主治医の意見や PCR 検査結果によっては短縮される場合がある。

◆受診して、診断名が明らかに新型コロナに無関係な場合(例:膀胱炎、扁桃炎等)は、登校して良いか主治医の意見に従い、保健室に報告し、登校許可について確認する。

2. 新型コロナウイルス感染者

◆登校許可の目安は、次の 1)および 2)の両方の条件を満たすこと

1) **発症後(ないし診断確定後)に少なくとも 10 日が経過している。**

2) 解熱後に少なくとも 72 時間が経過しており(a)、発熱以外の症状が改善傾向である(b)。

(a)解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない

(b)咳・倦怠感・呼吸苦などの症状(ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある)

◆症状が中等度以上だった場合や入院していた場合は、体力の低下などが懸念されるので、主治医と相談のうえ登校すること。

◆復帰後1週間程度は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離 2m程度に保つなどの感染予防対策を徹底し、体調不良を認める際には登校はしないこと。

3. 濃厚接触者

◆「患者(確定例)」の感染可能期間の**最終接触日をゼロ日と数え 7 日間**の健康観察と登校禁止

4. 同居するご家族等に発熱やかぜ症状がある場合

ご家族が診断を受け治癒するまで、また、PCR検査を実施した場合は結果が出るまで、登校せずオンライン授業に切り替えてください。